

境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（第2回）議事録

■ 日 時：平成26年10月2日（木）14：25～15：40

■ 場 所：境港市役所 保健相談センター 研修室

■ 日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 事業計画について
 - (1) 被保険者等の推移
 - (2) 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備の方向性
 - (3) 地域包括支援センターについて
 - (4) 介護予防・日常生活支援総合事業について
 - (5) 介護保険サービス量等の見込みについて
 - (6) 第6期介護保険料の推計
 - (7) 介護保険料段階の見直し
- 4 その他
- 5 閉会

■ 出席者（敬称略）

（委員）足田 京子、足立 利昭、足立 育世、荒井 祐二、井澤 百代、
石橋 文夫、市場 美帆、稲賀 潔、岩間 悦子、遠藤 勲、
門脇 眞佐子、門脇 眞澄、小島 雪子、小林 豊、鷓鴣 一輔、
高木 敏行、成木 眞理子、野浪 一仁、保坂 史子、渡邊 はるみ

（事務局）

浜田 壮（福祉保健部長）、黒見 政之（長寿社会課長）、
眞木 由紀子（長寿社会課高齢者福祉係長）、井上 千恵（同介護保険係長）

■ 会議録（要旨）

- 1 開会（黒見長寿社会課長）
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【会長】

それでは、3「事業計画について」の内、(1)被保険者等の推移から(7)第6期介護保険料の推計を、事務局から一括して説明いただき、その後、質疑を行いたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

【介護保険係長】

資料1の1ページをお開きください。

ここには、推計人口を基にした今後の被保険者数等や要介護認定者数の見込みが載せてあります。これから高齢化が進む中、特に75歳以上の人口が増えていくことが見込まれます。

2ページをお開きください。

ここでは、施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備の方向性について説明します。特別養護老人ホームなどの施設サービスやグループホームなどの地域密着型サービスの整備量は各自治体で決定することになっており、第6期計画期間における各サービスの利用者数や給付費を見込むにあたり、これらの施設系サービス等の利用者数などを固める必要があります。

そこで各サービスの現状と今後の整備についての考え方をお話します。

まず、施設系のサービスについてお話しします。

特別養護老人ホームについては、第5期計画において定員29人のみなと幸朋苑を1箇所整備し、合計3箇所整備されています。平成25年7月に実施した特養待機者調査によると、本市の特養入所申込者数は151人でしたが、そのうち軽度者を除く在宅での待機者数は13人でした。この結果から、第6期での積極的な整備の必要はないと考えています。

介護老人保健施設は4箇所整備されており、県内でも整備が進んでいる状況であることから、第6期計画期間においては、整備を行わないこととしたいと考えています。

つぎに居住系サービスについてお話しします。

市内で特定施設入居者生活介護を提供する施設は、1箇所整備されています。また、特定施設入居者生活介護施設ではありませんが、有料老人ホームが4箇所とサービス付高齢者向け住宅が1箇所整備されており、定員158人に対し入所者は120人で入居待ちの状況です。

グループホームについては、これまで、5箇所定員81人の整備を進めてきました。今後も高齢化は進み、認知症高齢者は引き続き増加してくることが見込まれますので、継続的に検討していきたいと考えています。

最後に地域密着型サービスについてお話しします。

小規模多機能型居宅介護は3箇所（定員70人）の施設がすでに整備されており、第6期計画期間においては、整備を行わないこととしたいと考えています。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は第5期において1箇所指定しました。このサービスは、毎日、短時間複数回の訪問により利用者の生活全体を支えることによって、高齢者が中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置付けられるものであることから継続して検討していく必要があると考えます。

施設等の整備の方向性については以上です。

【高齢者福祉係長】

(3) 地域包括支援センターについて説明させていただきます。

資料4ページをご覧ください。

地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談窓口として、また、今後整備

を進めていく「地域包括ケア体制」において中核的な役割を担うため、より機能強化を図る必要がございます。

まず、現況を説明させていただきます。委託型のセンターを2か所、市を北地域と南地域に分け設置しております。各地域の高齢者人口は5千人前後で、高齢者人口の増加に伴い、両地域とも高齢者数が毎年100～150人程度増加しております。職員数は中段表のとおり4名を配置しております。平成24年9月から、それまで3人配置での委託を4人配置の委託に変更しております。26年度の南包括支援センターの職員数が5名となっておりますが、異動により現在4名となっております。下段表にありますように、地域包括支援センターの業務であります「高齢者の総合相談」件数は年々増加しておりますし、また、このほか、指定介護予防支援事業所として行う、要介護認定の要支援1・2に該当する方のマネジメント業務も、25年度実績で職員一人あたり35人担当するなど、業務量が増加しております。

続いて、(4)介護予防・日常生活支援総合事業について説明させていただきます。まず、今回の計画策定にあたり、地域の課題等を把握するために行った「日常生活圏域ニーズ調査」の結果について報告させていただきます。資料3は、調査結果を項目毎に集計したもので、資料4は、本調査を日本福祉大学の協力のもと、分析をまとめたものとなります。資料4の2ページをご覧ください。評価項目毎に非該当者の割合をグラフにまとめております。今回の調査結果をふまえ、取り組むべき事業等についても本委員会でご検討いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

資料4ページをご覧ください。

今回の制度改正では、予防給付の訪問介護と通所介護について、市町村の実情に応じて効果的かつ効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することとしております。

国はこれらのサービスを、既存の介護事業所によるサービスのほか、NPO・民間事業者のサービス、住民ボランティアなどの活用をイメージしています。具体的なサービスの類型については、資料10、11ページをご覧ください。下の表にありますように、①現行の介護サービスと同じ基準を用いて、介護事業所を指定して行うサービス、②～⑤の「多様なサービス」として、②は現行のサービス基準よりも緩和した基準を市町村が設け、民間事業所等に委託や指定を行うもの、③ボランティアなど住民主体の活動に対し補助などを行い、実施するもの、④短期間の支援という形で市町村が直接行う支援を示しております。これらのサービスの利用にあっては、資料19ページをご覧ください。これまで、通所介護サービス、訪問介護サービスを希望される場合は、要介護認定を受けていただき、要支援・介護となった場合にサービス利用していただいておりますが、総合事業の利用においては、明らかに介護1以上と判断できる場合や、訪問介護など予防給付サービス等の利用が必要ない場合を除き、25項目からなる「チェックリスト」に回答していただきサービスを利用いただくという流れになります。

この総合事業の実施については、29年4月までに開始しなければならず、来年4

月までに実施しない場合は、市の条例で開始時期を定める必要があります。

本委員会で開始時期について、ご協議いただきたいと存じますが、事務局としましては、国が示していますような「多様なサービス」（資料 10・11 ページで示す②～④、⑤のサービス）の実施については、ボランティア団体との調整や育成、新たな基準を設けるなど時間を要することから、まずは、28 年度に、現行の予防給付の基準を基本とする介護事業所の指定で開始し、「多様なサービス」については、並行して実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

【介護保険係長】

資料の 6 ページを開いてください。ここでは、今後の介護保険サービス量等の見込についてお話しします。介護予防を含む居宅サービスについては、6、7 ページにあるとおり受給者数の増加等により、増加していくことが見込まれます。地域密着型サービスや施設系サービスについては、先ほど(2)で説明しましたとおり新たな施設整備は見込まない方向で算出しています。

これまでに説明したことを基に推計した保険料について、9 ページで説明します。今までお話しした給付費に基づき第 6 期の保険料を推計すると、第 5 期から 12% 増加した 6,699 円になります。これには、介護報酬の改定等は反映されておらず、実績等に基づき推計したものですので、今後報酬改定の詳細などが示されれば見直しを行い、変動していきます。

また、第 1 号被保険者の負担率は、第 5 期に 21% でしたが第 6 期では 22% になることから、65 歳以上の保険料は介護給付費の 22% を賄うことになります。

つぎに、介護保険料の段階の見直しについて説明しますので、資料の 10 ページを開いてください。

第 6 期の改定で介護保険料の段階設定が変わります。10 ページ右側に国の示した段階設定を載せていますのでごらんください。この表の中の各段階の下の括弧書きは基準額に対する割合です。見直しの内容についてですが、まず、生活保護受給者等の第 1 段階と非課税世帯に属する年金収入等が 80 万円以下の人の第 2 段階が統合され、第 1 段階になります。また、第 5 期では非課税世帯で年金収入等が 80 万円を超える人は第 3 段階でしたが、120 万円を超えるかどうかで段階が変わることになります。そして、課税世帯に属する年金収入等が 80 万円以下の人の基準割合が 0.95 から 0.9 になります。また、課税者で合計所得金額が 300 万円以上かどうかで変わっていたものが 280 万円になります。さらに非課税世帯層には新たな公費による軽減の仕組みが導入されるため括弧書きの矢印のあとの割合で計算されることになります。国の段階の左には現時点での本旨の保険料案がありますが、概ね国の段階どおりではありますが、第 5 期と同様に課税者のうち 5 合計所得金額が 500 万円を超えるかどうかで段階を設けてあります。

【会長】

質疑に入ります。ただ今の説明について、皆様のご意見をお願いします。

【荒井委員】

説明のあった特別養護老人ホームの待機者数について、施設が把握している数字はもっと多いが、どのような方法で出したものか。

【事務局】

年に1回鳥取県が実施したもので、施設から得た待機者の情報を市町村が整理したもので、複数施設に申し込んでおられても1と数えられます。また、13人という数字は在宅待機者でそのほか入院中や他の施設に入所する待機者もいることから簡単に入所できるものではないと考えております。

【遠藤委員】

事業費の見込が27年度以降のもので説明してあるが、25年度など過去の実績も示してもらおうとわかりやすい。

また、第5期の保険料は山陰で最も高い保険料になっているのでなんらかの努力が必要であるし、負担を増やせばいいというものではないと思います。今後境港市の人口が減少していくという新聞記事もあるので、そういう部分についても努力が必要であると思います。

【事務局】

今後、人口減少だけでなく少子化の問題等もあわせて包括的に取り組むプロジェクトチームを設けて取り組むと議会でも答弁しており、しっかりと取り組んでいく方向です。

初めにご意見いただきました25年度以前の事業費については11ページにまとめたものが載せてあります。

今回示した介護保険料は新たな施設整備等を行わず、受給者数の伸びなどのみで出したものであります。ですから、施設整備が必要であるということになると、制度上保険料が上がる仕組みになっております。

【荒井委員】

先ほどの説明に、生活支援コーディネーターや協議体についての説明がなかったが、これについて境港市の考え方をうかがいたい。

【事務局】

現時点では、各包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域ケア会議を協議体をかねて開催していきたいと考えております。

本日の策定委員会では、総合事業の実施時期（事務局案は28年度から実施）や介護保険料の段階設定（事務局案は10段階）についてご審議いただき、保険料の段階設定については本日結論を出していただきたいと考えております。総合事業の実施時期につきましては、いろいろご意見いただき次回でまとめていきたいのでよろしくお

願います。

【渡辺委員】

今までは国で 6 段階、境港市が 10 段階になっていたものが国で 9 段階、境港市は 10 段階にするということですか。

【事務局】

そのとおりです。(基準額について補足説明)

【遠藤委員】

第 5 期の策定委員会でも審議しましたが、これ以上段階を細分化してもあまり変わりが無いのではないかと思います。(高い段階の方が少ないので)

【足田委員】

なぜ第 5 期の保険料はこんなに高くなったのでしょうか。

【事務局】

境港市は元々サービス量が多いことに加え、第 4 期の給付費が見込以上に増えたため借り入れをしており、その償還を第 5 期で行ったためです。

【市場委員】

ほかの自治体とくらべて、サービス回数が多いのか利用者が多いのかうかがいたい。

【事務局】

10 月下旬には全国的な集計値が公表される予定なので、次回でまとめて報告させていただきたいと思います。

また、境港市ではすべてのサービスにおいて多く利用している傾向があります。

【会長】

第 5 期の赤字の原因を聞きたいのですが。

【事務局】

第 3 期、第 4 期の施設整備による給付費の伸びが予想以上であったことが原因と考えます。

【会長】

保険料の段階について、事務局案でよろしいかどうか伺いたいのですが。

【足田委員】

国の段階設定にない第 10 段階の設定の根拠はなんですか。

【事務局】

第5期で設定があったので、同様に設定したいと考えています。

【会長】

事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

承認

4 その他

(会長)「4 その他」は、ありますでしょうか。

【岩間委員】

改正の内容等について市民にどのように説明していくのでしょうか。

【事務局】

各地区での説明会、地域包括ケア体制などの講演会、相談窓口の広報などをしていきたいと考えています。

【荒井委員】

施設整備の方向性について、小規模多機能型居宅介護は今後の地域包括ケアにおいて重要な役割を持つサービスなので、グループホームとあわせて今後も整備の検討をしていくという表現にさせていただくのがよいと思います。

【石橋委員】

老々介護している世帯の件数等についてお聞かせねがいたいのですが。

【事務局】

老々介護している世帯数の把握はしていないが、参考までに市内で80歳以上のみの高齢者で生活されている世帯が156世帯あります。

5 閉会

(会長) それでは全ての日程が終了しましたので、これをもちまして本日の会は閉会といたします。皆様ご苦労さまでした。

(閉会：午後3時40分)